税務課　　問 滞納整理係（112）

滞納整理の強化について 税金の滞納は許しません！
～納期内納付が原則です～

【滞納処分の流れ】

税金を滞納すると、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、滞納している人の財産（動産・不動産・預貯金・給与など）の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分をおこなうことになります。

督　促	財産調査	差押え	換　価
納期限までに完納されない場合、督促状により督促をおこないます。	官公署・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して、財産調査をおこないます。	財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押えをおこないます。	差押えた不動産などは「公売」、金銭債権は「取立て」により、差押え財産の換価（＝換金）をおこないます。

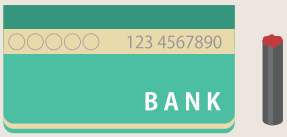
【滞納処分により、執行される差押えの例】



車の差押え（タイヤロック）



動産（テレビなど）の差押え



給与や預貯金の差押え

税金は、生活に欠かすことのできない公共サービスや、公共施設の維持管理などに必要な財源の中心となる、大切なものです。

しかし、税金の滞納が増えることによって、督促状・催告状の送付など、滞納整理の経費に余分な税金を使うことになり、また、国からの財政支援が削減される可能性があるため、結果として町民の皆さんに大きな不利益が生じてしまうこととなります。

決められた納期内に納付することは、公共サービスに必要不可欠な財源の確保につながりますので、納期内での自主納付をお願いします。

なお、口座振替をすることにより「払い忘れの防止」「手間と時間の節約」のメリットがあります。ぜひ、口座振替の登録をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ・相談先】　税務課　滞納整理係　☎476-1111（内線112）